

別表1 公共建築物における木造・木質化の基準

建築物の用途	対象施設等	木造化する規模	木質化する主な部位
庁舎	庁舎、管理事務所、車庫等	高さ16m以下かつ3階建て以下、延床面積3,000㎡以下のもの	居室（会議室等）、廊下、ロビーの壁
学校	小中学校、保育園、幼稚園の校舎（こども園含む）		居室（教室、保健室、応接室等）、玄関、廊下の壁及び床
文化施設	集会施設、スポーツ、武道、研修施設、図書館、美術館等		居室（展示室、会議室等）、廊下、ロビーの壁
病院	病院、診療所等		居室（病室、面会室、食堂等）の壁
農林業関係施設	農村センター、体験交流施設、産直施設等		主たる居室、玄関、廊下の壁
社会福祉施設	障害者関係施設、児童福祉施設等		居室（入所者室、食堂、集会室等）の壁
住宅	公営住宅等	3階建て以下、延床面積3,000㎡以下のもの	主たる居室、玄関、廊下の壁
その他の施設	宿泊施設、展示場、観光施設、トイレ、ゴミステーション、休憩所等	高さ16m以下かつ3階建て以下、延床面積3,000㎡以下のもの	多くの県民が利用する居室、通路等の壁

注) ○対象施設等には、各施設の附帯施設を含む。

○壁面の木質化は、木造、非木造にかかわらず行う。

○木質化する主な部位以外の壁、床等の内装部分についても、可能な限り木質とする。

別表2 公共土木工事における地域材産及び県産材の活用例

工事の種類	利用可能な工種の例
道路	転落防止柵、ガードレール、土留工、視線誘導標、木橋、側溝蓋、バリケード等
河川	護岸工、杭柵工、沈床工、木橋、バリケード等
砂防、治山	谷止工、護岸工、山腹工、杵工、階段工、型杵工等
公園	東屋、パーゴラ、野外卓、ベンチ、案内標識、支柱、柵工、側溝蓋等
土地改良	揚水機場、土留工、水路護岸工、基礎杭、木橋、バリケード等

○適用除外

- ・強度や耐久性など、安全対策面で木材の使用が困難な場合

別表3 地域産材及び県産材を利用した備品及び消耗品の活用例

対象施設	利用可能な備品・調度品の例
庁舎	執務机（天板部分）、ロビー・応接用のテーブル・イス、パーティション、カウンター等
学校	学習机、イス、書架等
文化施設	執務机（天板部分）、ロビー・応接用のテーブル・イス、パーティション、書架、カウンター等
病院、社会福祉施設	ロビー・応接用のテーブル・イス、パーティション、カウンター等、木製遊具
全施設	建具、机、いす、書棚、ロッカー等の備品及び紙類、文具類等の消耗品

別表4 地域産材を利用した木質バイオマスの活用例

対 象	利用可能な木質バイオマスの例
施設暖房器具等の熱供給設備	木質ペレット、チップ
法面・表土処理、土壌改良	チップ、炭化製品
水質浄化、空気浄化器具	炭化製品